

アメリカ連邦裁判所裁判官の人事

中原 精一

目次

はしがき

一、空席の創設

- (1) 裁判官の弾劾
- (2) 任期の変更
- (3) 裁判所の新設
- (4) 人員の増減

二、裁判官の任命

- (1) 裁判官候補者の選出
- (2) 大統領による任命
- (3) 最高裁判所裁判官の任命

——二つのケース——

あとがき

ここで眺めようとすることは、アメリカ連邦裁判所——最高裁判所、上告裁判所及び地方裁判所の三種の裁判所——の裁判官の人事が、どのようにして行われるか、とくにその政治的配慮を含めた概観である。

合衆国憲法は、連邦裁判所裁判官を上院の助言と承認にもとづいて、大統領が任命するように規定している(一)。しかしそれ以外の詳しいことは規定がない。つまり上院の承認の対象になる裁判官候補者は、どのような手続で誰によつてえらばれるのかは何も云っていないのである。アメリカ連邦裁判所裁判官の任命に至る過程には、本文にみるように、きわめて政治的な配慮がなされる余地がたくさんある。司法権が無色透明な正義実現の場であるという理念からすれば、奇異の感がするのであるが、議会も大統領もこれをすこしもかくそうとせず、自党支持の裁判官を選出し任命する。

まず、任命は裁判所に空席が生じたときに行われるが、自派の裁判官を獲得するためには、いろいろな機会を利用して空席がつけられる。例えば、裁判官が死亡したり、辞職したり、引退したり、弾劾によつて罷免されたりした場合の空席をうめるときは勿論であるが、空席はそのような場合にだけつくられるのではなく、新たに裁判所を創設したり、人員を増加させることによつても行われる。

このようにして、つけられた空席を自派の裁判官でうめるのであるが、消極的に自派の裁判官の優位をねらうためには、反対派を駆逐する手段も講じられる。それは引退の強要であり、弾劾や移動によつて在職者を辞職の道においやる場合と、部署の廃止を議会で決定する場合などである。

裁判はたしかに、えらばれた裁判官によつて訴訟当事者の死命を制する場合がある。したがって、任命権者はその

点を十分に考慮することはやむをえないことである。わが国の最高裁判所の裁判官が長い保守政権のもとで、同時に保守化していることは、この政権の維持のために必要なことであつたことも、同じ理由である。

以下、まず任命に先立って、どのような場合に裁判所の空席がつくられるか、そして、その空席を満たす任命がどのように行われるかを概観することにする。

(一) 合衆国憲法第二條第二節第二項は、最高裁判所裁判官についての規定だけがあり、それ以外の連邦裁判所の裁判官については明文の規定はない。しかし同条項の「……この憲法に任命に関する特別の規定あるもの以外の、法律をもって設置すべき他のすべての合衆国官吏」に含まれ、最高裁判所裁判官と同様に、大統領が上院の助言、承認をえて任命することになっている。このような規定になつた歴史的な背景について、M. Farrand, *The Records of the Federal Convention of 1787*, Vol. 1, 1911. なお、田中英夫「アメリカにおける裁判官の選任方法」法協雑誌七八卷二号一一一五頁を参照。

一、空席の創設

(1) 裁判官の弾劾

連邦裁判所の裁判官が死亡したり、辞職したり、引退したり、他の裁判所へ移動したりすると、空席が生じる。その空席をうめるために、新しい裁判官の任命の機会が生れる。しかし、これら空席は必ずしも正常な形でだけ生じるとはかぎらない。時には、非常に例外的な手段が講じられるときがある。そのもっとも極端な場合は暗殺であるが、アメリカ裁判史にこの例はない。したがって、“good behavior”をたもっている間は、なかく裁判官の地位を保障されている裁判官（憲法第三條第一項）を引退におこむ手段としては、弾劾による罷免しかない。

合衆国における弾劾の制度は、憲法によって保障された制度であり、権力分立制における立法府による執行機関

(裁判官だけでなく大統領を含めた行政機関についてもなされる)に對するチェックの機能として、すぐれた制度であるから、弾劾が正常に機能することは、憲法的にみて何ら問題とされないのである。しかし、弾劾の歴史の中には、政策の具として利用された例がいくつかあるのである。裁判官弾劾についてみても例外ではない。

この手続によって連邦裁判所裁判官が解職された最初の例は、一八〇三年にJ・ピッカーリング裁判官に對する弾劾であつた。この時には、民主共和党が、同裁判官は発狂したという理由で弾劾に成功し、同裁判官は解職させられたのであつた。

フェデラリストの裁判官の判決に不満をもっていた民主共和党は、さらに二年後、連邦最高裁判所のS・チェイス裁判官を弾劾にかけることにした。合衆国の建国に活躍したフェデラリストは、盟主と仰いでいたワシントンの没後もアダムスを中心に、州権制限の諸立法をつぎつぎに制定した。なかでも「外人法」、「治安法」などとして知られたいくつかの法令は連邦政府の専制をつよめるものとして、州権論者には、きわめて評判がわるかつた。

チェイス裁判官は、この「治安法」を、民主共和党員に適用し、同党選出のゼファーソンが大統領になつても、その態度をあらためることがなかつたのである。そこで、民主共和党の政治家たちは、裁判官が議会の多数に反する側の利益を代表するようなことがあれば、解任されるべきであると主張した。つまり、議會制民主主義における多数決原理が、議會における少数の意見を代弁する裁判官によってふみにじられることは、国民の多数意見が無視されることであつてゆるされないことである、ということであつた。

チェイス裁判官の弁護にまわつたフェデラリストは、裁判官が解任されるのは、普通法で犯罪者とする罪を犯した場合に限ると抗弁した。この主張は支持されて、結局四票差でチェイス裁判官は解任をまぬがれることができたのである。(2)

現在までに弾劾によって解任された連邦裁判所の裁判官は四人、審問をさけるために自ら辞職したものは八人となっている。これはアメリカの裁判所史からみると、その数において重要性はないようにみえるが、裁判官が弾劾の危険にさらされるといふ恐怖はつねに存在しているのである。たとえば、黒人差別問題でカウフマン裁判官は、アルガー・ヒスを有罪としなかつたことで弾劾にかけられる危険にさらされたし、ハーリー・ブリッジス事件で、被告を保釈した上告裁判所の裁判官に対して、ランガー上院議員は「ブリッジス事件で私の理解した限りでは、W・オールと、W・ハーリー裁判官は弾劾をうけて解職されるべきである」、とのべて、弾劾裁判を要求した。また、ダグラス裁判官はソ連スパイ行為者の執行を延期したときにやはり政党のいかりを買い、弾劾決議が提出されたのである⁽²⁾。

(一) Jack W. Pelason, *Federal Courts in the Political Process*, 1955, p. 36.

(二) *ibid.*, p. 36. なおこのとき、マーメリ対マジソン事件で、司法審査権の理論を展開したジョン・マーシャルは、不快な裁判官を解任するよりも、最高裁判所の判決を破棄する権限を議会に認めることの方が望ましいと主張した。

(三) これらの記録は、*Congressional Record* 95, 14134 (Oct. 10, 1949); 95, 9713-23 (July 18, 1949); 96, 13443-45 (Aug. 25, 1950); 99, 6760 (June 17, 1953)

(2) 任期の変更

後にみるように、大統領がかわると、裁判官も、大統領の所属する政党支持者が任命される。大統領としてみれば、裁判官が大統領の考えと異つた憲法理論をもっていることは政策の遂行にあつて、何かにつけ障害であるから、できるだけ同一政党の政策を支持する裁判官を任命することが望ましいのは当然の成りゆきといえる。

ゼファーンソンが大統領になつたときの裁判官はフェデラリストで占められていたし、リンカーン大統領は裁判官が民主党員であることを、またクリブランド大統領は共和党の裁判官が裁判所を占拠していることを発見した。この

ような場合、裁判官の入れ替えを大統領は望むのであるが、前節にみた弾劾による罷免の機会——これも殆ど絶望的に困難な事業である——以外に、“good behavior”を維持している限り、罷免できない裁判官を簡単に入れ替えることは困難であった。実際、たとえば最高裁判所の裁判官は終身官であることを利して、あくまでもその地位を保つことに努力した。タニー裁判官は病弱であったが、リンカーンによって共和党の裁判官が指名されることをおそれ、その職にとどまったのである。もちろんこのような政策上の理由からだけでなく裁判官自身が個人的理由(1)から、また自己の信念(2)から、ぎりぎりまで在職を希望した例もある。

このような状況を克服するために、新しい政党が政権を獲得すると、しばしば裁判官の退任の時期や条件についての新たな提案がなされた。

一八六九年に、民主党のジョンソン大統領から、共和党のグラント大統領に替ったとき裁判官の任期を十年とし、七〇才を停年とする法律が可決された。また、民主党が政権をとった翌年の一九一三年に、マック・レーノルド司法長官は最高裁判所の裁判官を除いて、連邦裁判所の裁判官が退任の条項を利用しようとしなかった場合には、大統領は、その裁判所に席を占める補充裁判官を任命する権限のあることを提案して、一九一六年に上院は可決したが、下院で否決された。そこで、一九一九年に退任の条件がととのっている下級裁判所の裁判官に対する補充裁判官の任命を大統領に許可する法律を可決した。このような提案がでるのも、連邦裁判所裁判官は憲法によって、原則として終身的にその身分が保障されているからで、大統領命令によってはもちろんのこと、立法によっても強制的に裁判官を解任することはできないのが立前となっているからである。

ルーズベルト大統領のニュー・ディール政策が連邦裁判所裁判官のやり玉に上がったのは有名である。この反ニュー・ディールを代表して、しかも辞職しようとしないう裁判官に、ルーズベルト大統領は手をやいたが、一九三七年に

彼は資格のある裁判官が退任しない場合には、大統領が補充裁判官を任命することができるよう議会へ提案したが、成功しなかった。

裁判官の憲法によるこのように強い身分保障について、憲法を修正して一定の年令に達したら退任できるような提もしばしばなされているが、いずれも政党の力関係で成功していない⁽³⁾。が現在は、下級裁判所の裁判官については一九一九年以来、最高裁判所については一九三七年以来、七〇才を超え、かつそれまでに一〇年以上その地位にあった裁判官は、俸給の全額を支給されて引退することができる規定がつけられている。これは強制的なものではないから、定年制とは異なるものである。

(1) 例えば早川武夫訳、ダネルスキー「マッケナ裁判官退官始末記」、早川著「英米法サロン」二〇二頁以下参照。

(2) タフト裁判長は、一九一九年に、「私は九三才にもなる老人で、あまり敏感ではなくなったことに当惑している。しかし現職にある限り、ボルシエビキーの支配を排除するために裁判所にとどまらねばならない」とのべている。H.F. Pringle *The Life and Times of William Howard Taft, New York, Farrar & Pincart, Inc., 1939, Vol. II, p. 967* に引用された一九二九年一月一日付タフトからホレイスへの手紙。

(3) 例えば一九三七年には民主党が、一九五四年には共和党が提案し、いずれも失敗に終わっている。Pelason, *op. cit.*, p. 38.

(3) 裁判所の新設

合衆国連邦裁判所は、最高裁判所を除いて連邦議会の法律にのみもとづいて設置される(合衆国憲法第三条第一節)。ということは、別言すると連邦議会は、いつでも新たな裁判所を創設し、また廃止することができるのである。

そして、当然のことにそれにもなつて、裁判官の地位も新たに創設されたり廃止されたりすることになるから、裁判官が憲法によって“good behavior”を維持する限り終身の身分を保障されているといつても、このような裁判所

の創設、廃止が議会において政治的な道具に供される事態が生じると、裁判官の身分の保障もあやしくなってくるのである。

この問題で重要な二つの事件がある。それは、いずれも裁判所の創設、廃止が全くの政治的配慮によってなされたものであり、一つは新たな創設によって、一六名もの裁判官が任命されたにもかかわらず、翌年にはそれが廃止され、裁判官が解任されたものである。いま一つは、同じような事態が起つたのであるが、裁判官の解任はなかつた事件である。

まず、第一の場合についてみると、一八〇〇年にフェデラリストは、たのみとするワシントンの死亡（一七九九年）によって、建国への役割を終って政権を民主共和党のゼファーンソンに明けわたすことになつたのであるが、あくまでも連邦政府内にフェデラリストの勢力をのこしておくために、巡回裁判所をあらたに追加創設して、一六名の新しい裁判官を任命した。ゼファーンソンは大統領になると、ただちにこの法律の改正を議会に要求した。議会で多数を占める民主共和党は、憲法によって議会は下級裁判所を創設できるのであるから、廃止する権限もあると主張して、大統領の要求に応えた。一方、フェデラリストは裁判所の廃止は、裁判官が仕事からしめだされることになるから、憲法によって保障されている身分の保障に違反すると反撃した。しかし、民主共和党は遂に廃止法を議決したため、裁判官は解任させられてしまつた⁽¹⁾。

もう一つの事件は、鉄道規制に関連して起つたものである。アメリカの発展にともなつて、州際通商にとつて最も重要な役割をはたした鉄道建設は一九世紀後半に至つて、州及び連邦の保護のもとで、急速に発達したが、同時に鉄道建設が投機的となり、破壊的な競争のもとで独占が生れ、料金が絶えず浮動しはじめたため、穀物輸送等に弊害がではじめると、いわゆるグレンジャー運動が起つた、かくして鉄道問題を連邦政府によって規制する動きが生じ、

ついに一八八七年に州際通商法が成立、そのもとで州際通商委員会が設立され、鉄道料金問題を規制することになった。

一九〇九年に大統領となったタフトは、州際通商委員会による鉄道規制が、自由主義経済を阻害することに反対して、この委員会の権能をチェックするために、新たに州際通商委員会の決定を審査する排他的管轄を有する五人の裁判官よりなる通商裁判所の設立を議会に要求したが、反タフト派の共和党員や北部の民主党員は、裁判官が鉄道に味方して、折角の鉄道規制のための委員会の権限がそこわなれることを憂慮して反対をした。しかし一九一〇年六月にこの裁判所の設立は議会を通過した。そして、予言されたように委員会のつくった原則を破棄しはじめた。

一九一一年の終り頃から共和党は、ルーズベルトとタフトとの両派に分れて抗争し、ついにルーズベルトは翌年二月進歩党を結成したため、議会は民主党の勢力が強くなり、通商裁判所を廃止するうごきが活発となってきた。この際、問題の一つとして廃止された場合に、五人の裁判官をどうするかということであった。ユタ州選出のサザーランド上院議員は、裁判官の地位を廃止することも、裁判所を廃止することも憲法違反であると主張した。しかし結局は、裁判所は廃止するが、裁判官は、移動巡回裁判官として身分を保障することになったのである(2)。

(1) *Pelason op. cit.*, p. 39 なお、その後最高裁判所は、この廃止法を違憲と判断したのであるが、議会はその報復として、それまで半年毎の会期であった最高裁判所の会期を一年毎にする法律を可決した。

(2) *Ibid.*, p. 39~40

(4) 人員の増減

前節でみた裁判所そのものの創設、廃止ほどに劇的ではないが、裁判官の人事について重要なものに、裁判所の大きさについての変更にもなう、裁判官の人員の増減の例がある。

地方裁判所や上告裁判所などの下級裁判所の場合には、人口の増加とか司法業務量の増加によって、しばしば裁判官の人員増加が行われた。ただこの場合でも、政治的配慮がまったくなかつたわけではなく、むしろ、政権交替期に人員増加の傾向をみせていることが、そのことを物語っているといえよう。たとえば、ハーディング大統領は二五名の裁判官を増員し、一九五四年には三〇人の裁判官が補充されたが、そのうち、一五名は「功績ある共和党員」であるといわれた。

裁判官の人員の増減でアメリカ裁判所史において顕著な例であり、またそれが時の政治を強く反映しているのは、最高裁判所の裁判官の定員に関する増減の歴史である。

最高裁判所裁判官は建国当初六人で構成されていたが、一八〇一年には五名となった。ところが一八〇七年に、ゼファーンソン大統領によって二名が任命されて七名となった。ついで一八三七年にはジャクソン大統領によって二名が追加任命され九名となった。これによって、マーシャル裁判官のうちたてた憲法理論の支持者が減少したといわれる。一八六三年にはさらに最高裁判所は一〇名に増加した。これはリンカーン大統領が南北戦争にあたって、その戦時政策が司法的に攻撃されないために増員したものであって、チェス裁判長の任命について、リンカーンは最大の期待を寄せたのである。しかし、南北戦争が終り、大統領がジョンソンに変ると、議会を支配していた急進的共和党員は、最高裁判所の裁判官の死亡、辞職の空席を補充する大統領の任命を拒んだため、人員は一〇名から八名となった。

その後、議会は一名の裁判官の補充をみとめたが、なおグリア裁判官が老令のため辞職をしたので、グラント大統領は二人の裁判官を指名した。しかし、そのうちの一人は上院で拒否され、他の一人は確定後四年で死亡したので、なお二名の欠員があった。一八六二年の法貨法違憲判決の数時間後にグラント大統領は二人の裁判官を任命し、一五

ケ月後に法貨法違憲判決は覆えされたのである(1)。

最高裁判所裁判官の人員の増加を試みたもつとも著名な例は、F・ルーズベルト大統領によって提案された、一五名増員案であろう。この案は結局実施されなかったが、ルーズベルト大統領のニュー・ディール政策遂行にあたって、重要な一駒として特筆される事件であった。周知のように、一九二九年一〇月の株式の大暴落に端を發し、アメリカの社会を襲い、ついには世界的規模に發展した大恐慌の対策として、F・ルーズベルト大統領は、一九三三年以來、ニュー・ディールと呼ばれる積極的な政府介入の救済 (Relief)、復興 (Recovery)、改革 (Reform) 政策を実施にうつした。

この政策の実施には賛否こもごもであったが、一九三六年の大統領選挙で、F・ルーズベルトは大統領に再選されたことで、国民によってこの政策が支持されたものとして、いわば第二期ニュー・ディール政策を積極的に推進することにした。それと同時に大統領は、議会に対し、裁判官再組織法案 (Judicial reorganisation Bill) を提示した。この法案は、最高裁判所の判事の停年を七〇才とし、もし七〇才になっても判事が退任しない場合には、連邦最高裁判所の定員九名に加えて、六名を限度として、退職しない判事の数だけ新たに判事を増員任命する権限を大統領に与えるというものであった(2)。

大統領がこのような提案をしたのは、ニュー・ディール政策のうち、最高裁判所までもちこまれた事件の多くが違憲判決を下されたので、政策遂行に対するこのブレーキをとりのぞこうと意図したことによるものであった。ちなみに、一九三七年一月までに違憲とされたものをあげると、

Hot Oil (Sec. 9c. N.I.R.A.).....void 8-1

Gold Clausesvoid 5-4

Railroad Pensions	void 5-4
Farm Mortgage	void 9-0
N.R.A.	void 9-0
A.A.A.	void 6-3
T.V.A.	valid 8-1
Cuffey Act	void 6-3
Municipal Bankruptcy	void 5-4(e)

このような、いわば最高裁判所の保守的な姿勢に対抗したルーズベルトの提案であったが、これには各方面から反対の声がおこったのである。その反対の理由は、行政部の司法部への介入が三権分立制をそこなうものとなるということにあった。そして、この法案は上院において葬られてしまったのである。

しかし、大統領のこの提案は、最高裁判所の傾向を大きく変えることに成功した。たとえば一九三七年の三月二九日から五月二四日までの間に、四つの重要なニュー・デイル法が合憲の判決をうけている。さらに裁判官も、もっとも保守的なヴァン・デ・ヴァンダー判事が死去し、四名の判事が自発的に退職したため、ルーズベルトはニュー・デイル支持者など進歩的な判事を新たに加えることに成功したのである(4)。

その後、アメリカ弁護士協会や、バトラー上院議員らによって最高裁判所裁判官の定員は九名であるような条項を含む憲法修正案がだされたが、一九五四年に上院は通過したが、下院では否決され今日に至っている(5)。

(一) Sidney Ramner, *Was the Supreme Court Packed by President Grant?*, *Political Science Quarterly* 50, 1935, p. 342-56.
 Hepburn v. Griswold, 8 Wallace 603, 1870 129 U.S. 270. Dodd, *Cases on Const. Law*, 4th Ed., 1949, p. 460-461.

- (2) 停年を七〇才とはっきり規定しなかったのは、当時七〇才をこえた判事六名のうち、進歩主義者であるブララダイス判事が入っていたためといわれる。中屋健一「ニュー・ディール」四一頁。
- (3) *Claudius O. Johnson, Government in the United States, 1949, p. 475, note 46.*
- (4) その顔ぶれは、ニュー・ディール派の上院議員ブラック、副検事総長のリード、大統領のブレイン・トラストの一人であったフランクファーター、証券および取引所委員会委員長ダグラス、ミシガン州知事マーフィー等であった。なお、*Catherine Sullivan Grigoroff, A Study of the Political Strategy and Techniques Employed in the Court Reorganization Fight of 1937, Univ. Illinois, 1949* 参照。
- (5) *Cong. Record 100, 6340-47 (May 11, 1954).*

二、裁判官の任命

(1) 裁判官候補者の選出

これまでみてきた、裁判所の空席がつけられると、大統領は上院の助言と承認にもとづいて、この空席を満たすために裁判官を任命する。この大統領による裁判官の任命に先立って行われる連邦議会上院の助言、承認の行為は、具体的には上院司法委員会の多数決による裁判官候補者の指名決議であるが、上院司法委員会のこの指名手続はある意味では形式的なものとなっているようである。というのは、裁判官候補者は、実質的に、司法長官や、候補者と目される人が勤務している州で、時の大統領の所属する政党の州上院議員やアメリカ弁護士協会会員が、もっぱらえらぶことになっているからである。

通常は、裁判官として適当な人物が下馬評にあがると、その人物の勤務している州から選出されている上院議員に

そのことがしらされ、上院議員からはすぐに州の下院議員と地方弁護士協会へ、その人物の見解を求めるよう電報がうたれる。場合によっては公聴会が開かれることもある。この場合「法律家が素人よりも司法官としての候補者の資格を正確に評価できる」⁽¹⁾、という理由から、候補者の選択には法律家が指導的な役割を演ずるのは当然である。例えば、上院司法委員会はすべて法律家によって構成され、これら上院議員は、弁護士協会の幹部が不適當だと非難した人は、なるべく推せんしないことにしているし、司法長官は、最高裁判所の裁判官をえらぶときをのぞいては、上院司法委員会に指名者を通ずる前に、アメリカ弁護士協会の適当な委員会にすべての候補者の名簿をできるかぎり提供するようにした。司法委員会も同様に弁護士協会の意見をきくようになってきている。そして、この要請にたえて、アメリカ弁護士協会では、内部組織として、連邦裁判官に関する委員会 (Committee on Federal Judiciary) を設置して、この委員会の勧告にもとずいて指名者を推せんすることになっている。

しかし、このような傾向があるにもかかわらず、ときたまこの委員会の勧告を無視して承認が与えられることがあるため、政治家が指名に介入して裁判の中立性が侵害されているという非難がある⁽²⁾。このことについてたとえば、同協会の委員である L・ライト氏は上院司法委員会の聴問会で、「政府の偉大な武器は、任命の権利をもつ政治家によって濫用されている⁽³⁾」、とはげしく批判したことがある。

一方、判決を書くにあたって重要なことは、裁判官のすぐれた法律知識であることは疑いのないところであるから、すぐれた法律家であるという要請は、憲法上のものでなくとも選ばれる裁判官自身に当然のことながら強く要求されるのである。たとえば、一九三七年の世論調査で七〇%の人が、連邦最高裁判所の裁判官に法律家でない人がえらばれることを好まないと指摘したのである⁽⁴⁾。しかし、J・P・ハリス教授は、「弁護士としてはとるにたりない地位しかなく、必要な政治的援助を保障したそういう政治家的法律家が指名されることは、指名にさいしてあり

えないことではない⁽⁵⁾」⁽⁶⁾と入っている。

もっとも、このような事態があれば、協会雑誌その他によって、「正しい」人をえらぶ何らかの力が作用しはじめらるうと期待する見解⁽⁶⁾もあるが、さきにも空席の創設において政治的配慮が強い場合は、候補者決定は一層複雑な政治的配慮の入りこむ余地が十分にあるといわなければならない。

(1) アメリカ弁護士協会が一九二四年に採択した the Canons of Judicial Ethics の基則第二条。

(2) 例えば、トルーマン大統領の後半三年間の任期中に、上院司法委員会は四九名の裁判官を指名したが、そのうち二一—一八名は A.B.A. の Committee on Federal Judiciary が未確認のまま推せんしたといわれている。Pelason, op. cit., p. 76 note 8.

(3) Ernest A. Tolin の指名にあらしての「上院司法委員会公聴会」の発言。82 Cong., 2d. Sess., April 17, 1952, p. 35.

(4) Pelason, op. cit., p. 76 note 7.

(5) Joseph P. Harris, The Advice and Consent of the Senate, Univ. of Cal. Press, 1953, p. 324.

(6) Pelason, op. cit., p. 33.

(2) 大統領による任命

このようにして、ともかくも上院の指名決議を経た候補者は、大統領によって任命される。が、この任命の性格について次のようにいわれることがある。つまり「連邦地方裁判所の裁判官は、個々の上院議員もしくは、彼らを選出された地方の地域的政党機関によってえらばれ、大統領の拒否権に服するというのが、より正確である」と。

地方政党員によって選出された候補者は、最終的に大統領のおめがねにかなわなければならないのであるが、この場合たとえば大統領と上院議員をして地方政党員の政党所属が同じであれば、上院によって承認された裁判官候補者は間違いなく裁判官となることができるが、大統領と同じ政党に属する上院議員がいない州からの推せんは殆ど望み

がないし、たとえあったとしても、「大統領の拒否」に会うことになる。このような事態を回避するために、候補者えらびは、何よりもまず地方政党員の役割が重要なことになるのは、前項でみた候補者選出の仕組みをふりかえってもわかるのである。

こうして任命された裁判官が、政党を考慮してえらばれるのは当然で、ここに、一八八五年以来七〇年間、クリーヴランド大統領から、ルーズベルト大統領までの十代の大統領のえらんだ裁判官の政党支持別人員を数字であらわしてみると次のようになる(1)。

大統領名	所屬党	任命された裁判官の数		
		共和党	民主党	その他
クリーヴランド	民主		七一	二
ハリソン	共和	二六		三
マッキンリー	共和	二二	一	
T・ルーズベルト	共和	六九	二	一
タフト	共和	三七	八	
ウィルソン	民主	一	七一	
ハーディング	共和	四三	一	
クーリッジ	共和	六一	七	
フーバー	共和	四二	七	
F・ルーズベルト	民主	一〇六	二	

上の表でみてわかるように、裁判官の任命が、はっきりと、大統領の所屬する政党の支持者によって占められていることがわかる。それ以外の者には、選挙の際に自党推せんの大統領候補に反対して、他党の候補に従った者が論功的に任命されたケースもある。たとえば、クリーヴランド大統領の任命した Mugump 裁判官はその顕著な例とされ、また、この表にはないがアイゼンハワー大統領も一九五二年の選挙で支持した民主党員の南部人を二人えらんでいるのである(2)。

歴代の大統領は、裁判官が一〇〇%政策支持者であることを望んだ。だから例えばハリソン大統領は裁判官の六五%が共和黨員であったにもかかわらず、なお不均衡な構成

であるといっており、またタフト大統領は、きわめてすぐれた政治理論家であり、政治と裁判が混同することに反対した人であったにもかかわらず、民主党支持の裁判官をえらんだのは、わずかに八名であった。しかも、その八名のうち、五名は選出母体である南部の弁護士が民主党員であったことによるさけられない事情によるものであったといわれている⁽³⁾。四代続いた共和党大統領によって、裁判官の大半は共和党支持者でうめられたが、ウイルソン大統領時代に七一名の民主党支持者が任命され、ほぼ半々に構成されるようになった。しかし、つづく三人の共和党大統領によって再び九〇%の共和党支持者に変わり、F・ルーズベルトの長い任期中に再度その勢力は逆転してしまったのである⁽⁴⁾。とくにF・ルーズベルトはそのニューディール政策の遂行にあたって、裁判官の人事にもきわめて情熱的であったことは、先にみた裁判官再組織法案問題からも推測できる。

(1) この統計は、シカゴ法曹クラブで発表された一九四四年までの統計を、Ben R. Miller氏が、*Federal Judicial Appointments: The Continuing Struggle for good Judge, American Bar Association Journal*, 41, Feb., 1955, p. 125-28 で紹介したものの引用である。

(2) Pelason, *op. cit.*, p. 32.

(3) *ibid.*, p. 31.

(4) *ibid.*, p. 32.

(3) 最高裁判所裁判官の任命

——二つのケース——

連邦裁判所の裁判官の任命にあたって、政治的にもっともエキサイトするのは、最高裁判所裁判官の任命に際してである。それは、違憲法令審査権を確立し、「われわれは憲法の下にある。けれども、憲法とは、裁判官が、これが

憲法だというものにはかならない」(ヒューズ最高裁判所長官) という自負が、ときに大統領施政の恐威となりえたからである。

したがって、アメリカ最高裁判所が、いわゆる「司法裁判所」(Law Court)であると同時に、「政治機関」(Political Institution)としての地位と役割をもっていることは、今日の常識といつてよい。カードローゾーが、かつて最高裁判所は「主として制定法と政治にたずさわっている(1)」、とのべたのに対して、その「政治」という言葉は、党派的な意味ではなく、より高度な「政策形成」(policy making)の意味であると理解した上で、カードローゾーのいったことが、「本質的には、最高裁のもつ司法の、一般司法裁判所の機能とはおのずから異なる連邦司法権のある特徴——政治と法の世界にまたがるその特有な性格を、認識していたのだとみてよいのである(2)」、という見解は、的確な評価であると思われるが、一面ではそうであるからこそ、裁判官の任命の過程において、つよい政治的配慮がなされるであろうことも、同時に推測できるといえるのである。

最近になって、だから単に最高裁判所の判決だけでなく、裁判官の人事問題について、政治社会学的アプローチで研究されつつあり、すでにわが国にもいくつかの紹介文献をみる事ができる(3)。ここでは、その任命過程で最もエキサイトしたケースとして、ウイルソン大統領によるブランドイス裁判官任命の経過と、フーバー大統領時代に、上院の指名に失敗したパーカー氏の経過について、その概略をながめてみることにする。

一九一六年に、ラーマー (Lamar) 裁判官の死去によって生じた最高裁判所の空席を満たすために、ウイルソン大統領は、ブランドイスが適任者であると考え、その任命にふみきることにした。

ルイス・D・ブランドイス (Louis Dembitz Brandeis) は、一八五六年ユダヤ人移民の子として生れ、ハーバード大学を卒業後、弁護士となって法曹活動に入ったが、彼がとりくんだ事件は金融トラストによって形成された経済界

の“bigness”に対抗して、労働者の経済的地位の改善のための法的闘争であった。理想主義者であり、New Freedom政策によって、トラスト経済の終焉をねがったウイルソン大統領が、最高裁判所裁判官としてブランダイスを指名したのもうなずけるが、同時に銀行家や大企業に関係ある人々からごうごうたる非難がでたのも当然であった。なかでも、ボストンの五十五人の人々の署名入り反対書は有名である。これに署名したハーバード大学のローレンス・ロウエル総長は、ブランダイス指名を非難して、「ブランダイス氏が最高裁判所の裁判官として要求される司法的気質と能力をもっているとは、われわれは信じない。彼の法律家としての名声は彼が国民の信用をもたないと同じである(4)」、とのべている。

このほか、ブランダイス任命に反対した人々は、「(一)ブランダイス氏は、急進主義者で、強い社会主義的傾向をもった、非実理的な理論家である。(二)彼は偏見と不寛容とにそのかさされて、無暗に発言する。(三)彼は「自己宣伝家」で、個人的利益を求めて方法を選ばない。(四)彼は最高裁判所判事にふさわしい「司法的気質」をもっていない。公正な分析と厳密な判断を受けるために提起された事件の本旨よりは、むしろ個人的な考慮によって動かされるからである(5)」、などの理由をあげて非難した。

しかし、結局ハーバード大学名誉総長のエリオット氏その他の人の賛成と、何よりもウイルソン大統領に支持されて、上院司法委員会は、共和党をのぞくすべての人の賛成投票で、ブランダイス氏を最高裁判所裁判官に指名したのである(6)。

ブランダイスとちがって、ジョン・J・パーカー(John J. Parker)氏の場合は、猛烈な反対論が効を奏した例である。彼は、第四巡回裁判区の上告裁判所に五年間勤務し、北カロリナ州共和党の政策にもとづいて活動していた。

最高裁判所裁判官の欠員補充にパーカー氏が上院司法委員会の指名候補者となるや、アメリカ労働連盟、有色人協

会などがこぞって猛烈な反対運動を展開した。NAACPのスポークスマンが指摘したのは、一九二〇年の黒人解放運動に対して、パーカー氏がこの運動に反対してのべた次の言葉である。「政治におけるニグロの参加は二つの人種の悪と危険と根源であり、北カロリナ州の共和党や、いずれかの人種の賢明な人々によって希望されないものである(7)」。

また、アメリカ労働連盟は、パーカー氏が、Red Jacket Case において、巡回裁判所で書いた判決が、労働者の権利をふみにじるものであるという理由で反対した(8)。この事件は、労働組合不加入を条件とする雇用契約、いわゆる Yellow-dog contract に署名をした労働者に対し、アメリカ労働連盟が説得をしたことに対し、地方裁判所がその不当なことを勧告したのであるが、この事件の上告審において、パーカー氏は、連邦最高裁判所が一九一七年の Hitchman Case(9) でくだした判決を引用して、地方裁判所の勧告が正当なものであるという判決をしたのである。

結局、上院司法委員会で、進歩的な共和党員や、大多数のニグロ、労働者の支持を得て選出された共和党の上院議員が、民主党の議員に同調して、パーカー氏の指名は阻止されてしまったのである。

(1) Jackson, *The Supreme Court in the American System of Government*, 1955, p. 54.

(2) 和田英夫「比較最高裁論序説——アメリカとオーストラリアの場合をめぐって——」清宮四郎博士退職記念論文集「憲法の諸問題」所収、四四—頁。

(3) Schmidhauser, *The Supreme Court*, 1960; J.P. Harris, *The Advice and Consent of the Senate*, 1953; Ben R. Miller, *Federal Judicial Appointment: The Continuing Struggle for Good Judge*, *American Bar Association Journal*, 41, Feb., 1955; Philip B. Kurland, *The Supreme Court and the Constitution*, 1965; David J. Danelski, *A Supreme Court Justice is Appointed*, 1964. 比較法研究二二号「各国最高裁判所の研究」のうち鶴飼教授の担当したアメリカ編で若干紹介されてい

もの。和田英夫前掲論文など。さらに異色なものとして早川武夫教授によるダネルスキー氏の著述の紹介がある。これは、マッケナ裁判官が退官するまでの事情と、バトラー裁判官が就任するまでの事情を、多くの資料を駆使して物語風に記述されたものを翻訳したものである。この翻訳は判例時報四四三号から四五一号までに連載されているし、また早川武夫著「英米法サロン」にも掲載されている(同書二〇二頁以下参照)。

(4) Pelason, *op. cit.*, p. 33.

(5) 鶴飼信成「憲法と裁判官——自由の証人たち——」のうち「第一章自由人の生涯——ブランドイスの人と思想——」か。
5。同書五頁。

(6) Pelason, *op. cit.*, p. 34.

(7) *ibid.*, p. 35.

(8) *United Mine Workers v. Red Jacket Consolidated Coal and Coke Co.*, 18 F. 839, 1927.

(9) *Hitchman Coal and Coke Co. v. Mitchell*, 245 U.S. 229, 1917.

あとがき

裁判所が正義を実現する神聖な場であるということは、誰しも否定することはできないのであるから、アメリカ連邦裁判所の裁判官達の人事についても、つねに厳正な人事をするべきであるという声は聞かれた。

例えば任命にあたって、政治家は裁判官の選択に口をだすべきではない、とか、裁判官の候補者が特別な政党を支持しているかどうかを考慮してはならない、とかまた、裁判官の任命には、裁判官としての才能、すぐれた法律知識の有無のみを基準にすべきである、などの主張はつねに存在していたのである。

しかし、これまでみてきた空席の創設のいろいろな具体例や、候補者選出から任命に至る実態において、政治的配

慮と厳正な人事という、いわば二つの争いが、どのように実現されてきたかは、以上みてきたところでも、幾分、明らかであろうと考える。

〔追記〕

× × ×

上の小稿の基本にした“J.W. Peltason, *Federal Courts in the Political Process*, 1955”はノース・ウエスタン大学のRichard C. Snyder教授が編集した政治学の小論文を集めたシリーズものの一つである。この本を実は私が大学院在学中、安沢教授の講義で使用する予定であったが、予定が変更され通覧したままになってしまったものを、今回、安沢教授退任の記念論文集に寄稿する論文として、そのうちの裁判官の人事の章をもとにしてまとめたものである。